

論説

(2014・2・26)

都道府県議会では全国に先駆けて導入された「意欲的制度」がわずか2年で幕を下る。県議会は25日、議会改革の一環として2012年度に始めた「通年議会」の廃止を決めた。

通年議会は、知事が年1回議会を招集し、その後は議会(議長)の裁量で必要に応じて会議を開けるようになる制度。議会が常に活動できる状態になら、行政への監視機能が高まるほか、審議時間の充実や、緊急事案への迅速な対応などでメリットが大きいと説明される。都道府県議会では栃木、三重両県で採用されている。

本県の通年議会は、3年前の改選後、議会運営の主

に「離島選出の議員が自宅で寝たのは100日程度だった」「地域活動に時間が割けない」と訴えた。

しかし、議会に拘束されすぎるなどと廃止を提案。関係条例案の採決では公明党や、県職員の議会対応業に応じて会議を開けるようにする制度。議会が常に活動できる状態になら、行政への監視機能が高まるほか、審議時間の充実や、緊急事案への迅速な対応などでメリットが大きいと説明される。都道府県議会では栃木、三重両県で採用されている。

本県の通年議会は、3年前の改選後、議会運営の主

ぐえない。

自民側は、廃止提案の理

由を「離島選出の議員が自宅で寝たのは100日程度だった」「地域活動に時間が割けない」と訴えた。

しかし、議会に拘束されすぎるなどと廃止を提案。関係条例案の採決では公明

とや、県職員の議会対応業に応じて会議を開けるようにする制度。議会が常に活動できる状態になら、行政への監視機能が高まるほか、審議時間の充実や、緊急事案への迅速な対応などでメリットが大きいと説明される。都道府県議会では栃木、三重両県で採用されている。

本県の通年議会は、3年前の改選後、議会運営の主

ぐえない。

自民側は、廃止提案の理

由を「離島選出の議員が自

ま残して運用面で改善がで

が欠けている。そして、少

なくとも、一般論のレベル

で言えば、県議会の活性化

手法もあり得ただろう。

通年議会をめぐっては、

も議会の自己改革の取り組

みも、県民にとっては歓迎

すべき現象である。

県議会では前回の改選以

来、自民系議員の内紛を発

端に、自民・公明と、反自

民の連立会派が事あること

に角を突き合わせ、衝突を

繰り返してきた。

通年議会の廃止も「連立

議会の最終的な意思決定

が多數決による以上、「数

のものに、いわば必然的、

内在的につきまとう「副作

用」と考へるべきだ。

だから、その副作用が「想

定の範囲内」と受け止める

が「議会の意思」と受け止

めることには変わりがない。

一連の経過には、その

象が否めない。結果として

「県民不在」の感ばかりが

残る。

(田崎智博)

通年県議会廃止

「県民不在」だけが残つた

などが同調した。

議会の最終的な意思決定が多數決による以上、「数の力」で決まったルールが、時に数の力で白紙に戻ること自体は否定できない。ただ、今回は、十分な検証や議論がないまま、一足飛びに結論が出された印象がぬ

務が増えることは、そもそも

を問題視する声があり、こ

れも廃止の論拠になつた。

繰り返してきた。

も通年議会という仕組みそ

のものに、いわば必然的、

しかし、新しいルールの

出発点が全会一致であろう

主導で決めしたことなのだが

のものに、いわば必然的、

のものに、いわば必然的、

しかし、新しいルールの

出発点が全会一致であろう

主導で決めしたことなのだが